

別 表 (旭川市長寿社会生きがい振興事業補助要綱第4条第2項)

補助の対象となる事業	補助事業の概要	補助対象団体	補助対象経費に対する補助額及び補助率並びに補助限度額	
			小規模事業	継続事業又は大規模事業
1 住民参加を基本として社会福祉団体等が行う在宅の高齢者(家族)等への援助事業	(1) 住民参加型による先駆的、開拓的かつ広く普及が望まれる在宅のひとり暮らしや寝たきり高齢者(家族)等への健康に関するサービス・福祉に関するサービス等を継続して提供する事業	市社協(地区社協) 市民委員会(町内会) 老人クラブ(連合会) 社会福祉施設 ボランティア団体	ア サービスに係る直接的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 イ ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 補助率: 基準額 × 3分の3 ウ 当該事業の実施に直接必要な事務的経費 補助率: 基準額 × 3分の3	ア サービスに係る直接的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 イ ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 補助率: 基準額 × 3分の2 ウ 当該事業の実施に直接必要な事務的経費 補助率: 基準額 × 3分の2
	(2) 市民の善意を基に、在宅の寝たきり高齢者等が日常生活上必要とする介護用品・介護機器等の補助を行う事業	学校 職域(団体・勤労者等) その他の福祉団体	補助限度額 30万円以内で市長が別に定める額	補助限度額 300万円以内 (市内全域で実施される同一事業を一団体が取りまとめて補助申請を行う場合は、1,500万円以内)
2 社会福祉団体等又は高齢者等が主体となって行う地域での健やか・福祉・生きがい創造に関する事業	(1) 高齢者が主体となって行う地域での世代間交流活動、郷土文化の継承活動、環境美化運動、交通安全運動等の地域福祉活動	同 上	ア サービスに係る直接的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 イ ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 補助率: 基準額 × 3分の3 ウ 当該事業の実施に直接必要な事務的経費 補助率: 基準額 × 3分の3	ア サービスに係る直接的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 イ ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 補助率: 基準額 × 3分の2 ウ 当該事業の実施に直接必要な事務的経費 補助率: 基準額 × 3分の2
	(2) 高齢者を対象に各世代のボランティア団体等が行う福祉活動及び福祉団体等が行う地域福祉ネットワークづくりを目指す福祉事業		補助限度額 20万円以内で市長が別に定める額	補助限度額 50万円以内
	(3) 社会福祉施設がその機能を生かして行う地域社会への施設開放事業及びボランティアを活用した地域における福祉サービス事業			
3 地域での在宅福祉事業や生きがい、健康づくり等の事業を担うボランティア等の育成並びに地域福祉振興のための啓発・支援及び調査研究に関する事業	高齢化社会を支え、在宅福祉・生きがい・健康づくりを担う高齢者地域福祉リーダー・各世代ボランティアの育成及び地域福祉活動の普及・啓発を総合的かつ継続的に取り組む事業並びに高齢者福祉に関する福祉実態調査・研究及び発表事業	同 上	ア サービスに係る直接的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 イ ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 補助率: 基準額 × 3分の3 補助限度額 20万円以内で市長が別に定める額	ア サービスに係る直接的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 イ ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 補助率: 基準額 × 3分の2 補助限度額 50万円以内
4 その他長寿社会に対応する福祉活動等の事業	その他高齢者の福祉・生きがい・健康づくりに関するユニークな事業、生活用具・介護用品の改善・開発に係る事業等、長寿社会、地域福祉の振興に寄与するものとして助成が必要と認められる事業	同 上	ア サービスに係る直接的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 イ ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 補助率: 基準額 × 3分の3 ウ 当該事業の実施に直接必要な事務的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 補助限度額 10万円以内で市長が別に定める額	ア サービスに係る直接的経費 補助率: 基準額 × 3分の3 イ ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 補助率: 基準額 × 3分の2 ウ 当該事業の実施に直接必要な事務的経費 補助率: 基準額 × 3分の2 補助限度額 100万円以内

旭川市長寿社会生きがい振興事業補助審査基準

旭川市長寿社会生きがい振興事業補助要綱第4条第3項に基づく審査基準を次のとおり定める。

項 目	内 容	項 目	内 容
1 対象団体に関する こと	(1) 要綱第3条第1号のボランティア団体とは、自発性・奉仕性及び無償性の三要素を具備し、5名以上で活動を行うものをいう。 (2) 個人が行うボランティア活動は、補助対象から除外する。		(2) 補助の対象とならない経費 ① 当該団体等の運営費(団体自体の管理運営に必要な、事務所維持費・人件費・事務的経費等)・傷害保険料・食糧費 ただし、市長が認める場合はこの限りではない ② その他、補助することが適当でないと思われる経費
2 対象事業に関する こと	(1) 既に国・道・市等の公的補助の対象となっている事業は、補助対象から除外する。 ただし、市長が認める場合はこの限りでない(民間団体からの助成に限る)。 (2) 当該団体構成員の自助活動は補助対象から除外する。 (3) 市長は、補助対象事業について、期間を限って補助することができる。	4 補助金額の算定 に関すること	(1) 要綱第4条第2項別表の補助額は、各事業ごとに市長がこれを定める。 (2) 要綱第4条第2項別表の補助基準額は、各事業ごとに市長がこれを定める。 (3) 各事業ごとの補助限度額は、要綱第4条第2項別表に定める補助限度額以内で、市長がこれを定める。 (4) 補助対象経費から控除する収入 ① サービスに直接係る経費において、利用者(サービスの受け手)が負担すべきこととされる費用(利用料・交通費・資材費等の負担金で、その名目は問わない) ② サービスに直接係る経費において、当該経費に充てることの指定があった寄附金及び現物による寄付等 ③ その他、控除すべき収入と市長が認めたもの (5) 補助金額の算定方法は、次による。 ① 補助対象経費 要素別経費区分に基づき、事業に要する経費から負担金その他の収入を差し引き補助対象経費に係る所要額を求める ② 補助基準額との比較 ①の補助対象経費に係る所要額と補助基準額とを比較して、少ない方の額に各々の補助率を乗じその合計額を求める ③ 補助限度額との比較 ②の合計額と補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助金の交付額とする
3 補助対象経費及び補助基準額に関する こと	(1) 要綱第4条第2項別表の補助対象経費は、次の区分による。 ① サービスに係る直接的経費 ア 事業(サービスの供与等)の実施に直接必要な資材・物資等の購入費 (ア) 給食賄材料費・調理器具等資材・会場費 等 (イ) 基準額は、個別に審査の上、市長が定める イ ボランティア活動(サービスの供与等)を行うために必要な直接的経費 (ア) 交通費(活動の拠点地からのバス料金)・被服費 等 (イ) 基準額は、個別に審査の上、市長が定める ② ボランティア育成及び専門的指導に係る経費 ア ボランティア(マン・パワー)等、事業の担い手の育成に係る経費 (ア) 研修会等に係る、講師謝礼・会場費・実習材料費・資料作成費・交通費 等 (イ) 基準額は、個別に審査の上決定する イ 事業の実施に必要な専門的指導者等に係る経費 (ア) 技術的指導者、保健師、栄養士等への謝礼(旭川市臨時職員の時間給等を基準額とする) ③ 事業の実施に直接必要な事務的経費 (ア) 消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・会議開催費・会場費・交通費 等 (イ) 基準額は、個別に審査の上、市長が定める	5 審査基準の適用	この審査基準は、平成22年4月1日から適用する。